

裁判員経験者の意見交換会議事録

司会者：裁判員等経験者の皆様には、本日はお忙しい中、意見交換会に御参加していただきましてありがとうございます。本日の意見交換会には、検察官，弁護士，裁判官も参加していただいております。

本日の話題事項ですけれども、まず1番目として、裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象。2番目として、選任手続，審理，評議における感想，意見。3番目として、これからの裁判員となられる方へのメッセージということにしております。

まず、1番目の裁判員裁判に参加しての全般的な感想，印象についてお話をさせていただきます。

まず、私のほうから、裁判員経験者の方々が担当された事件について大まかな内容を説明させていただきます。その後、感想，印象についてのお話を伺います。

まず、1番さんですが、1番さんが担当された事件ですけれども、被告人が覚せい剤を使用した後、警察官に職務質問をされ、覚せい剤使用の発覚を恐れて、自動車で逃走し、一方通行道路を逆走する危険な運転をして、そして、交差点で被害者運転のバイクに自分の車を衝突させる事故を起こして、被害者を死亡させ、さらにひき逃げをしたという事案でしたね。事実関係については特に争いがなく、量刑が争点となりました。審理の日程ですけれども、評議を含めて4日間でした。

裁判員等経験者1：裁判員裁判に参加した全般的な感想を申し上げます。私は昨年9月に裁判員裁判に出席いたしました。初めはとても緊張いたしました。裁判員を経験して、とてもよかったと思っております。どのようによかったのかということと言いますと、まず1つ目に、普段の生活ではなかなか気にとめていなかった裁判，それから、刑事事件，犯罪ということをやより身近に、また真剣に考えることができる貴重な経験になりました。裁判員を通して、その後、新聞もニュースもとても関心を持って見ている次第です。

それから2つ目には、裁判官や他の裁判員の方々と評議を2日にわたって行いましたが、自分の考え、自分の言葉で意見することができました。最初は、そういう評議ではなかなか自分の意見が言えないのではないかと思っていたんですけども、さまざまな考えを持つ人と意見交換をすることができて、さまざまに物事を考えることができましたし、そのような見方、考え方が必要だというようなことも、改めて気づくことができたことがよい経験となったという理由です。

司会者：ありがとうございます。

では2番さんをお願いいたします。2番さんが担当された事件ですけども、被告人と被害者がけんかになって、被告人が110番通報されて、自動車で逃げようとしたときに、被告人の自動車の前に立ちはだかった被害者を、自分の車のボンネットの上に乗らせて、そのまま約2キロメートルにわたって逃走し、被害者の方に傷害を負わせたという殺人未遂の事件でした。争点は殺意の有無、量刑ということでした。審理の日程ですが、評議を含め6日間というものでした。

裁判員等経験者2：裁判員裁判に参加してみるまでは、そういう制度があること自体は知っていたんですけども、法律の知識が全くない一般人が裁判に参加して、どこまで理解して自分の考えを述べられるのか、すごく疑問でしたし、正直に申し上げて、制度があるだけで、実際のところは、やっぱり裁判官の方が主導で、プロに引っ張られる形で判決というものが決まっていっているのではないかなと、テレビとかを見て、そう予想してたんですけども、自分が実際に今年の3月に参加してみて、全くそんなことはないなという印象でした。私が経験させていただいた裁判の裁判員の方、その選ばれたメンバーにもよるのかもしれないんですけども、すごく活発に意見が出る、そういう合議体でしたし、裁判員の意見が活発に出るのを、裁判官の方が見守って、ときにちょっとまとめてというような形で、審理が進んでいったので、裁判員と裁判官の意見は同等のものであるということをすごく感じました。

それから、私が担当させていただいた事件は、殺意があったかどうかという、そういう人間の内心が争点になったんですけど、そのような、目では見えない、数値でははかれないものを、証拠とかを見て、議論で考えていくというのが、今まで生きてきた中で余りしたことがなかったので、そういう考え方とか、ものの見方を学ぶことができましたし、自分にとってすごくいい経験だったと思っています。

司会者：ありがとうございました。

では3番さん、よろしく願いいたします。3番さんが担当された事件ですけども、被告人が金銭トラブルから被害者をバットや手で多数回殴るなどして死亡させたという傷害致死と、覚せい剤を使用したという事案でしたね。事実関係には争いがなく、量刑が争点となった事案で、審理日程は4日間でした。

裁判員等経験者3：事実関係等にはほぼ争いがなく、量刑が争点でした。被告人の方も、基本的に起こしたことを認めておられたので、そんなに何かを議論しなければいけないというか、議論をして何かを突き詰めていかなければいけないというほどの問題ではなく、事件としては恐らく単純なほうであったのかなと思うんですが、その単純な事件であっても、なお、わからないことがいっぱいありました。この事件は、現場には被害者と加害者の2人しかなくて、加害者のほうが認めているという状態なので、本当は何があったのかっていう細かいところについては、もう本人たちしかわからない。簡単な事件だからこそ、言葉でまとめてしまうと、その何か重要なところが結構見えないままになってしまうというか、結局、私たちは裁判でなくても、普段、出来事っていうものを見えている面でしか捉えることができなくて、その見えてる面でしか判断できないことを、普段は何となく自分は全部わかって客観的な判断ができていると思込みがちなので、そういう意味で、今回の裁判を経験させていただいたことは、どんな簡単に見えることでも、見えないところに何かあるかっていうのはわからないこと、裁判においては、それは合議していったって妥当な線

に落ちついていくってということになります。一般生活の中でも、そういう簡単に物事をぱっと見て判断して、見えてる部分だけで判断してわかったつもりになってる、客観的な判断をしたつもりになってるっていうふうになりがちなのだなという認識をさせていただいたっていう意味で、今回の経験はすごく貴重な経験になりました。

司会者：ありがとうございます。

では4番さんですが、4番さんが担当された事件は、鬱状態にあった被告人が自殺をしようと考えて、自宅にライターで火をつけ、そして、自宅の一部を焼損したという、現住建造物等放火の事案でした。争点としては、そもそも被告人が放火をしたのか、それから、責任能力、量刑が争点となりました。審理期間は4日間でした。

裁判員等経験者4：1番、2番、3番の方みたいなことも、私も同様な感じを受けました。ただ、この事件に対しては、その犯行に及んだ経緯というか、何でこういう犯行に及んだんかなというところが、なかなか見えないんですね。裁判員裁判に出ている、そこまでの経緯はなかなかわかりません。したがって、悪意であるとか善意であるとかということがわからなくなって行動を起こしてるわけですから、そこには、お若い方であれば、家庭環境であるとか、なぜ彼はそうしたのかとか、また、なぜ彼女がそうなったのかとかいう生い立ちを細かく言うのは難しいかもわかりませんが、そういうところが、ある程度表に出てくれば、今後、事件や事故が防げるんじゃないかなと思いました。それは今の社会においては、民生委員であるとか、地域の相談員であるとか、弁護士であるとか、中には保護司とか、地域にあって、そういう方々に御相談できると思うんですけども、そこらの点がもっと生活の中にあればなと思います。悪いことをしようと思うときに、あまり相談しないでしょうけども、そういうことを思いますとともに、特に家庭における親のあり方であるとか、兄弟のあり方であるとか、身内の間のコミュニケーション不足が、かなりいろいろな面での事件や事故につながってきてるんじゃないかなと思いました。裁判員

裁判のときに、御両親も出てきてましたけども、なかなかそういう場での発言はなかったに等しいようでしたし、そういう環境でなければ、ひょっとしたら、こんな事故や事件が起こらなかったんじゃないかなとかいう面に展開できたら、より事件や事故は少なくなるんじゃないかなと思っております。今後の課題として、そういう点が強く感じた私の担当した裁判員裁判でございました。

司会者：ありがとうございました。

では、5番さんをお願いいたします。5番さんが担当された事件は、非常に複雑な事件でして、グループで共同生活をしていた被告人らが、被害者にリンチを加えて死なせたという傷害致死の事件でしたね。あと共犯者の中で1人に事件の責任を負わせようとしたという、偽証が問題になった事件でもありました。争点は共犯者の1名について暴行の点についての共謀があったのかどうか、偽証罪の成否、量刑が問題になった事案でしたね。審理の日程は、予備日、評議の日を含めて15日間という事件でした。

裁判員等経験者5：初めて裁判員に選任されたときは、もうまさか私がついていう気持ちと、あと人が人を裁くっていう、もう責任重大な仕事が、果たして私にできるのだろうかという不安な気持ちでいっぱいだったんですけども、いざ始まると、裁判官の方もとても親切で、フレンドリーで、緊張感もほぐしてくださいました。評議の日程も15日間だったんですけども、休みを入れると約1カ月間裁判員の方と一緒に過ごしてきたので、やはりコミュニケーションをとる期間がとても長くて、最初はもうみんな不安で、この事件の内容も、被告人が3名いて、15人での集団生活だったんですけども、若い人たちが集まった生活だったので、普通に生活してる人にとっては、その集団生活がちょっと理解しがたい。常軌を逸してるような生活ルールだったりとかがあって、衝撃的な内容がかなり多かったんですね。でも、裁判員のみんなと協力して、そして、議論し合って評議して、やっぱり結論を出せたっていうのは、最終的にはもう本当に何て言うか、やり切った感というか、本当に充実した15日間で、

貴重な経験ができて本当によかったと、最終的には思っております。

司会者：ありがとうございました。

では、6番さんですが、6番さんが担当された事件ですけれども、被告人が妹から反抗的な態度をとられたことに激高して、その首を絞めて殺そうとしたという、殺人未遂の事件でしたかね。争点は殺意が認められるかどうか、それから、量刑が問題になりました。審理の日程は、評議を含めて6日間という事案でした。

裁判員等経験者6：全般的な感想になるんですけども、6日間、裁判員の6人で、みんなで話し合ったことは、本当に非常に有意義でした。当初、選任されて、何かすごく敷居の高い場だなというイメージで、いろいろ不安もあったんですけども、本当に、皆さんで考えて結論に導いていくというところで、1日目から6日目までの間っていうのは、かなり自分の中でも、思っていることが、話し合う中で、どんどん変わっていくというか、なかなか最初自分が強く思っていた意見っていうのが、途中ぐらいから、やはり皆さんの意見を聞くことで、本当にこれでいいのかなと思ったり、そういった葛藤を持ちながら、最終的には結論に導いたんですけども、そうやって自分の意見だけでっていうんじゃなくて、本当に話し合っ決めていくっていう、その答えがよかったのか悪かったのかっていう結果は、ちょっとわからないところはあるんですけども、まずそこで議論し合っ、問題について考えるっていう共通の認識をもって取り組めたっていうのは、非常によい経験をさせていただいたかなというふうに思っています。

司会者：ありがとうございました。

話題事項の2番目のところに移りたいと思います。

選任手続、審理及び評議における感想、意見ですが、まず裁判員裁判の全体的な日程等についてですね。何か御意見等があればお伺いしたいと思います。

まず裁判員の選任手続期日がありましたよね。その後、実際に公判審理が始まったわけですけれども、こういう選任手続ですとか、審理、評議の日程のと

り方についてですね。裁判員が参加しやすいように、もっと改善すべき点はなかったのかどうか。あと、1日の日程で、休憩時間等は十分とれていたでしょうか。審理時間が長くて疲れるというようなことはなかったでしょうか。実際に担当された事件は日程が長かったりとか、短かったりとか、いろいろありますけれども、それぞれ皆さん感じられたことがあったかと思います。この点についても一言ずつでも構いませんので、全員の方からお話を伺いたいと思います。

裁判員等経験者 1：選任手続なんですけれども、私としては、せっかく裁判所に来たんだから、選んでいただければなというような思いもありました。選任手続のときには、選ばれずに帰られた方もたくさんいらっしゃったので、多くの人たちを確保することが必要な手続なんだなと思いました。選任されたときは、非常勤でしたので、仕事の調整が必要でした。審理日程は、途中の休息日があっても、その日に仕事が入っていれば、体力面もありますので、連続していたほうが良いと思いました。私の職場で、同じような経験をした人があまりいなかったのも、選任されたときは、周りから大変やねとかって言われたんですけれども、すごく周りから期待されて、反対にすごくプレッシャーを感じたような気持ちが印象としてはあります。

審理の進行具合や、休憩時間や、いろんな面での裁判所の配慮は、すごく感じておりましたので、審理の日程全般的には、非常に適当だったなというふうに思っております。

裁判員等経験者 2：私は選任手続の1週間後から実際に審理と評議が始まって、6日間の日程だったんですけど、選ばれたことがわかってから1週間の間で、6日分の仕事をまとめてやる必要があったので、非常に仕事の調整が大変でした。私の場合は、6日間だったのでまだましだったと思うんですけれども、15日とか、すごく長い期間参加される方は、本当に仕事はどうなるのかなと思うぐらい大変だと思います。ですので、選任されたことがわかってから、裁判所に一定期間行かないといけないときまで、せめて半月ぐらいは空いてたほう

がいいかなと思います。1週間では大分厳しかったと思います。あとはシフト制のお仕事の方の場合は、次の月のシフトを前の月に入れると思うので、もし選ばれたら、この日からこの日まで休むっていうのを、多分前の月に入れてるんですね。選ばれなかった場合、その休みが無駄になってしまいますし、そういう面で考えても、半月か1カ月は空けていただいたほうがいいのかなと思いました。実際に審理や評議に参加してからの日程とか、休憩時間については、特に何も問題ないと思いました。

裁判員等経験者 3：私の審理の日程は、全部で4日間で、そのうち最初の日を選任手続の日の午後でしたので、選ばれたらもうその日から4日間拘束、選ばれなかったら、その日に行って、午前中で終わりというスケジュールになっていました。やはり困ったのが、スケジュールの調整で、せめて1日でも選任手続から時間が空いていれば、会社にこの日からこの日は休むのでということ、確定で言えるんですが、今回の場合は、「選ばれるか、選ばれないかわかりません。数から言って、多分選ばれないと思います。でも、万が一選ばれたら、もうその日から4日間来られません。」っていう、すごく中途半端な報告をしなければいけなくて、幸い、うちの会社は個々の仕事を自分でマネジメントできていればよいので、それなりに理解ももらっていて、当日も4日間休みっていう前提にしといていいよとは言われていたんですが、結局、自分が持っている仕事は責任者が自分だったりするので、周りの人に仕事を振るときに、選任手続の日から4日間の分をお願いすることになるかもしれないっていう形をお願いしなければいけなくて、でも、来るかもしれないとも言わなくちゃいけなくて、その辺が非常に難しく、結局、選ばれたときに、お昼に慌てて会社に電話をして、やっぱり選ばれてしまったので行けなくなりましたという連絡を入れたみたいな感じになりました。もちろん、仕事の形態によっていろいろあって、当時の裁判員のメンバーの方の中にも、仕事の都合でなるべく詰めてもらったほうがありがたいから、選任手続から空けられるのであれば、今回のように、きちっと詰まったほうが、結果の日数が少ないほうがありがたいってお

っしゃっていた方もいたので、仕事によっていろいろあって、なかなかその全員の方が都合よく参加できるような形態っていうのもっていきのは難しいとは思いますが、ただ、やっぱり最低限1日は欲しいなっていうのは、個人的には思いました。だから、選任手続と、その後の審理の日程の間のところは、それこそ審理の長さ、日程の長さとかにもよると思いますけども、何か工夫があればありがたかったかなとは思いました。実際の審理に入ってから休憩時間とか、その他についてはすごく配慮していただいていると感じていたので、そこはもう全く何もなく、快適に過ごさせていただきました。

裁判員等経験者 4：選任された日に、さっといろいろ進んでいって、かなり手際よくされた印象です。もう初めてですからね。これが当たり前かなと思って、そのしきたりというか、やり方があるわけですから、それに従うのは覚悟で来てますから。それと、私は仕事がないものですから、勤めも定年退職した後の身分でございましたから、自由に対応できたという点では、皆さん方と違って、そんなに日程に苦勞もしなかったし、自然体でうまく対応できたなと思っております。

司会者：それでは、5番さん、審理期間が長い事件で、本当にいろいろ御苦勞等もあったかと思うんです。裁判所も恐らく間にお休みの日を入れたりとかいうようなことで配慮はしてたと思うんですけれどもね。何かやっぱりこの点どうなのとかいうようなところについて、もう少し詳しくお話をしていただきたいと思います。

裁判員等経験者 5：選任手続なんですけども、最初にお知らせが来たのが、昨年の10月下旬ぐらいで、選任手続は今年1月初めだったんですが、抽せんして二、三日たってから公判が始まって、私の場合は、その二、三日で、仕事の引継ぎなどは運よくつけることはできたんですけども、やっぱりサラリーマンの方とかは、厳しいものがあるのではないかなとは思っています。公判も毎日あるわけではなくて、週大体3日で、多い日で4日っていう感じだったので、毎日裁判所に通うのではなくて、週一、二回は会社に行けたので、あと土曜日に出勤

するっていう形で、私は何とか乗り切れたんですけども、なかなかそれも難しい方も多いとは思いますが。

それが約1カ月続いたのですが、1月から2月にかけての公判だったので、今年の冬、すごく寒かったんですよ。雪もすごくて、遠方から来られてる裁判員の方が、もう車では来れなくて電車で来てらっしゃって、朝早くから家出られて、長時間かけて通われていました。兵庫県は、広いので、遠いところから来られてる方もいらっしゃったので、本当に大変だなと思ってました。

それに、インフルエンザとかもはやってる時期だったので、風邪をひかないようにっていうプレッシャーと、裁判員の方も主婦の方が多かったので、お子さんが風邪をひいて、でも、来ないといけないっていう状況も、仕事だけではなくて家庭のことも、本当に大変で、ほかの御家族の協力もあって、何とか1人も欠けることなく乗り切れたんですけども、長い期間の裁判のときは、そういう時期は避けていただいたほうがいいのかなとは思いました。

休憩に関しては、1時間から1時間半に1回は休憩をとってくださっていたので、適当でいい感じで進めていただいたのではないかなとは思っています。

裁判員等経験者6：先ほど5番の方もおっしゃってたように、私も、裁判所のほうから、名簿に載りましたっていうのが1年ぐらい前に来てて、そのときは、ああ、こんな来てるなっていうところから、1年たって候補者に選ばれて、実際の裁判員裁判っていうのが、12月にあったんですね。なので、正直なところでいうと、ほとんど忘れてたころに選ばれましたっていうのが来て、選任されて、昼からもうスケジュールっていう話だったので、本当に先ほどどなたかおっしゃってたと思うんですけど、こういう流れなのかなっていう流れだったんで、ちょっとスケジュールが当初大変だったんですけども、そこはある程度、マネジメントさせていただいて、業務にそこまで支障はでませんでした。ただ、12月中旬からのスタートだったんで、どうしても、お客様とのちょっと交渉事っていう、そのスケジュールは苦勞はしたんですけども、どうしても出なきゃいけないという理由のところ、調整はさせていただきました。な

ので、スケジュールはこちらももうそこに参加させていただくということ、意思は持ってやっているので、苦労はするんですけども、覚悟を持ってやっているというところでは問題なかったかなと思います。実際始まってこちらに来てからは、本当にすごく御配慮いただいて、休憩もとっていただき、かつ、雰囲気も皆が発言しやすいような場を作っていただいたというのは非常にありがたかったかなと思います。

司会者：それでは、今度はですね。検察官、弁護人の訴訟活動についての御意見を伺いたいと思います。皆さん、冒頭陳述で何か印象に残ってるようなところはございますかね。最初、冒頭手続とあって、罪状認否などがあった後ですね。検察官、弁護人がこれからの審理で、裁判官、裁判員に対してどういう点に着目してほしいのか。そのあたりについての一番最初のプレゼンテーションってということだったと思います。ある意味では、テレビ番組でいう、番組予告みたいなものですよ。その予告がいいと、その後の審理の内容は非常にわかりやすいものになるかと思います。そのような役割は、検察官、弁護人の冒頭陳述は十分果たせていたでしょうか。そのあたりについて、何かお気づきの点があれば、お話を伺いたいと思います。

裁判員等経験者 1：審理についての感想なんですけれども、検察官、弁護人、両方とも出していただいた配布資料がとてもわかりやすかったという印象です。太字があったりとか、手元資料は白黒でしたが、画面は色つきだったり、項目ごとに分かれていたりとかして、非常に見やすくわかりやすかったので、冒頭陳述以降、事件への関心ですとか、自分の意見とかが、頭の中にしっかり埋め込むことができたと思います。

弁護人は2人いらっしゃったんですけども、1人の弁護人の方の声が小さかったり、早口だったりすると、私たちには専門用語をすっきりわかることができなかったりするので、ちょっと戸惑ったことを覚えています。ゆっくり説明してほしいかったというのが、そのときの印象です。

でも、全体的に冒頭陳述はシンプルで、すごくスムーズに進んだ印象があり

ます。検察官の方のその事件の争点というか、ここですというような明確な御指摘というか、そういうことを言っていたので、私の中では理解ができましたし、非常にわかりやすいポイントはつかめたように思っています。

裁判官等経験者 2：検察官の方の冒頭陳述のときに配られたメモがすごくわかりやすく、時系列で事件の概要がわかるようになっていたり、その時系列の横に場面に応じて証拠が書いてあるので、その紙を見れば、どこの場面でどこの証拠がでてくるかというのが一目瞭然だったので、私は公判中ずっとこの検察官のメモを参考にして、どこの場面であるか、今何が争点でどういう証拠を見ながら考えてるかというのを確認しながら見ることができたので、すごくわかりやすかったです。その検察の方の冒頭陳述メモを見た後だったからかもわからないんですけど、弁護人の方はちょっとざっくりしたような感じのメモだったんですが、でも、弁護人が最終的にどういうふうにもっていこうとしてるのか、どういう判決にしてほしいと思ってるのかというのはよくわかるメモだったので、検察官の方の冒頭陳述とはまた違った意味で、弁護人の方の意思がよくわかって、わかりやすかったかなと思います。

裁判員等経験者 3：冒頭陳述の検察官の方の陳述は、私自身はわかりやすさでいえば非常にわかりやすかったと思うのですが、こういう言い方をしてもいいのか、ややオーバーアクションなのかなとちらっと思いました。私たちは素人ですし、いかにひどいことであるかということのを易しい言葉で伝えるためにはそうするしかなかったのかもしれないですが、想像していたのよりは、やや何て言うか、もう少し事務的な感じなのかなと個人的には勝手に思っていて、意外とそうではなくて、割と情に訴えかけてくるような、言葉の抑揚だったり、そういう感じだったのかなとは思いました。ただ、明確であるかそうでないかっていう意味では、非常に明確であったと思います。

それに対して、弁護人の方のほうですけども、もともと人が持つ個性というのは人それぞれなので、たまたまそういう個性の違いであったのかもしれないですが、どちらかというと、あまりはきはきと訴えかけてくるような感

じではなくて、ちょっとぼそぼそとした感じでお話をなさるので、わかりやすいかわかりにくいかっていえば、どちらもわかりやすかったということで終わりなんですけど、そういうちょっと個性の違いは感じました。弁護側の方は弁護をするという立場であると思うので、逆にもっと熱が入っているのかなというふうに思っていたんですが、そちらは思っていたほどでは、少なくともしゃべっておられる感じはそういう印象は持ちました。書類については、どちらも非常にわかりやすくまとめてあったと思います。

裁判員等経験者 4：私の出ましたところでは、検察官の発言なり内容は、かなりよくわかりましたし、鮮明でしたし、系統立てた説明がありました。一方、弁護人のほうは、準備は十分してると思うんですけども、判例とか慣例とか、こういう状況だから是非協力してほしいとか、弁護人としての面を余りにも出し過ぎている感じがしました。どういうんですかね、弁護人であろうとも、良し悪しの表現はある程度入れてもいいのではないかなど。全部が弁護弁護に走ってしまうのはね、弁護人ですから、その点はわかるんですけども、認めるべきところは認めるという一側面があってもいいんじゃないかなど思いました。それによって、ああ、ここまでよく見てるなあと、我々は素人ですから、そういう内容をよく見た上で、よく把握した上で臨んでるんだなど、それだったら、こういう弁護人に委ねといたら、当事者はある程度心強くなって、今後のいろんなところに生かせるんじゃないかなっていう、そういう弁護人であってほしいなど。もう何でもかんでもその良い悪いを全面に出すんじゃないでね。審理する中で検察官の鮮明さから見ると、弁護人はちょっとぼやけるって言ったら失礼ですけども、もう一つ力がなかったなというのが印象でございます。

裁判員等経験者 5：冒頭陳述のときに、検察官の方が一番最初に人物相関図を配布してくださったんですね。登場人物が多過ぎて、理解できなかったのも、冒頭陳述の前に人物相関図のフローチャートみたいな紙を配ってくださったので、それが大変助かりまして、最初から最後まで手放せない状態でした。冒頭陳述のレジュメも大変見やすく、これは検察官の方に限らず、弁護人の方が

出してくださった冒頭陳述のメモも本当に箇条書きで、大事なところと訴えたいところは下に線を引いてくださったりとか、マーキングしてくださったので、やっぱり要点は見やすく作ってくださっていたのかなとは思いますが。

ですが、事件が本当に複雑過ぎて、冒頭陳述の初日に、それを渡されて読んでも、全然最初は理解できなかつたんですね。それは私だけじゃなく、裁判員の皆さんそうだったと思うんですけども、公判が進んでいくにつれて、いろいろな方の証言を聞いて、自分もメモをとって、休憩室に帰って、冒頭陳述のメモを読み返して、ああ、こういうことかっていう確認に使ってたのも結構大きくて、そのときでも、確認することができたので、大変わかりやすく作っていただいていたのかなとは思いますが。

冒頭陳述のときも、検察の方も弁護人の方も、そのレジュメに沿って、ゆっくりわかりやすくレジュメのとおり読んでくださったので、理解しやすいような努力もしてくださっていることも伝わりました。ただ、何て言うか。第一印象というか、被告人も3人いたんですけど、偽証については、1人は認めて争わない姿勢だったんですが、2人は争う姿勢だったんで、ちょっと被告人の中でも立場が変わってたんですけども、争う姿勢の弁護人の方は、やっぱり裁判員にアピールしたいっていうのがひしひしと伝わってまして、その冒頭陳述のメモ、プラス何かちょっとアレンジで一言加えるっていうのがありましたが、その一言が裁判員に対してちょっとマイナス面に働いた言葉とかもあったので、なかなか裁判員の方たちに訴えかけるっていうのが難しいんだと思うんですけども、第一印象としては、プラスに働いたりマイナスに働いたりとかすることもあったと感じました。

裁判員等経験者 6：私が担当させていただいた事件は、冒頭陳述から、検察官は殺人未遂、弁護側は傷害罪ということで、かなり論述のスタートというか、論点が違いました。本当に検察側の方の作られた資料っていうのは、プロセスから結果までというところや人物像の人間関係ですね、そういったものも含めて、かなり詳しく書いていただきました。そういうのもあって、事件が起こっ

た原因であるとか、要因、結果っていうところまでが、かなりわかりやすくは書いていただけてました。ただ、弁護人は、さっきも申し上げたように、傷害罪というテーマだったものですから、正直に申し上げると、我々からすると、罪に対してどちらかという緩和をしてほしいという内容のメモが多かったかなというイメージです。だから、内容も、どちらかという、被告人の方の傷害っていう部分も一部書いてはあったんですけども、そこは罪をどうするかっていうところでいうと、お互いがちょっと違う感じの論点で、殺意があったのかなかったのかっていうところの評議になったので、冒頭陳述でいうと、それぞれの出てくる資料っていうのが違ってたので、ちょっとなかなか判断しにくいかなっていうのはありました。ただ、内容としては、進めていく中で議論し合ったので、結果的にはわかりにくいということでもありませんでした。

司会者：では、ちょっと今までのところでですね。検察官、弁護士から、何か裁判員等経験者の方に御質問等がございましたら、質問していただきたいと思いますが、いかがですか。

弁護士：4番さんにお尋ねします。先ほど冒頭陳述の感想のところ、弁護人の活動が何かいろいろ言い過ぎることが、力量不足というようなことをおっしゃってたんですけど、具体的にどういうところでそういうふうに感じられたのかというのは覚えておられますかね。

裁判員等経験者4：弁護人は、常に弁護だけでいいのかと、私は思うんですね。弁護人だから弁護するんですが、いわゆる検察側に立った見方も一方で持っていないと、審理の中でね、どういう表現したらいいかな、弁護ばかりにね、偏ってしまうという印象がすごくあります。

弁護士：わかりました。つまり被告人の立場に立った発言ばかりをしていたと。

裁判員等経験者4：そういうのに偏っていいのかなと。そこでちょっと逆の面からも入ったほうが、よりわかりやすいんじゃないかなと思いましたね。

弁護士：わかりました。4番さんは、そういう印象を持たれたということですね。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

司会者：この次は、実際の証拠調べに入ってから、その証拠調べがわかりやすかったのか、どこかちょっとこの点はどうなのかというような点がなかったのかどうかという点について、お話をしたいと思います。

まず、証人尋問とか被告人質問の前に、いろんな証拠書類の取調べがあったかと思います。あのあたりは非常に検察官、弁護人もいろいろと工夫しておられるところだと思います。そのような証拠書類が内容的にわかりにくい点はなかったのか、分量的に適切な量だったのかどうかという点について、お話をお聞きしたいと思います。

裁判員等経験者 1：証拠の分量ということなのですが、証拠の量が多かったか、少なかったかという判断は、私にはつかないんですけども、そのときの理解だったりとか、わかりやすさから考えると適量だったと思います。資料等は、あれ以上多かったら多分集中して理解できなかつたと思うので、集中できたことは適量だったということだと思います。事件は街中で起こったこともありましたので、地図、それから写真などという証拠に加えて、ドライブレコーダーとかもあって、何度も繰り返して裁判官の方と確認できたりとか、裁判員の方々と地図を何度も確認できたりとかというようなこともあったので、評議にも役立ちましたし、私の理解が進んだというような内容でした。ポイントは、裁判官の方がここをもう一度とか、ここをよく見てとかということでポイントを絞って証拠を見るというようなあたりで、よく理解ができたというふうには思っております。

裁判員等経験者 2：地図とか写真を用いた証拠が多かったので、素人が見てもよくわかるし、あるいは車を運転してる人であれば自分の実体験に基づいて考えられるような証拠が多かったので、すごくわかりやすかったと思います。ただ、防犯カメラの映像が証拠になったときに、この写ってる車って本当に被告人の車なんですかねみたいな話になったことがあって、証拠を裁判で使うときにあらかじめ裁判官と弁護人の方と検察官で精査されてるみたいな部分ってあるんですかね。そういう過程を経て、裁判で証拠として持ってきてますという

説明が後であったので、重要な証拠であるならば、裁判員に対しても、被告人の車であることはこういう経緯で断定できてますとか、そういうふうに示していただいたほうが、疑問を感じずに公判中も証拠を見ることができたかなと思います。

司会者：今の御意見について、補足して説明いたしますと、最終的に統合証拠としてまとめた結果のものを裁判員の方には見ていただいたんですけども、そういう証拠をまとめた経過というのがよくわからなくて、かえって非常に理解が難しかったというようなところもあったということです。

裁判員等経験者 3：私が担当した案件は、先ほども申し上げたように、被告人が既に罪を認めていて、争うところは量刑で、どれぐらいの刑が妥当なのかということで、起こったことは非常にシンプルなんですけども、最終的には被告人と被害者の2人しかいない場所で起きていたことなので、もう検察にも弁護側にもわからないというようなところがちょこちょこあって、そのところは本当に当事者でなければわからないので、見えるところからできる限り客観的に判断していきましょうという話であったので、分量とか、そういう面ではできる限りのものをわかりやすい形で用意していただいたとは思いますが。ただ一つ思ったのは、被告人は毎日私たちの目の前にいて、例えば見るからに悪そうな方だったりするケースもあるでしょうけれども、今回の件では見方によっては本当に普通の、特にそんな悪いことをしそうだとかいうような感じでもない普通の男性で、目の前にいるので、その人を見ますし、しゃべり方であったり雰囲気であったりということで、その人というものをある程度感じることができるんですけども、逆に被害者の方は、これは私たちが素人だから後で心的外傷みたいなにならないように配慮の上で図面にしてくださっているのだと思うので、別に自分が生々しい写真を見たいわけでもないんですけども、ただ、いっぱい傷がついた場所がこんなにありましたというのを図面で説明されているものを何種類か、傷の種類別などや線やらで分けたものを見せていただいたんですけども、被害者の方のほうがそういう意味では記号になってしまう危険がちょっとある

のかなというのは少し思いました。だから、できる限り客観的にというので、裁判長の方からもアドバイスをいただいて、みんなで合議をしているから間違った方向へ進んだりということはないとは思いますが、ただ、被告人の人間が見えているのに対して、亡くなった被害者は、周囲の人の証言等で人となり等を聞くことはあっても、私たちには名前であったり凶面であったり、そういうものでしか間接的に感じるできないというところも含めて、客観的に判断するというのは非常に難しいことだなというのは少し思いました。

裁判員等経験者 4：私が担当した裁判は放火なんです。被告人は放火をして、自分の家の中を焼失させたと。それも大火にならずに、私が見るにはぼや程度ぐらいの放火であったために、証拠品はないに等しいです。睡眠薬を飲んで自殺をしようとして、放火をしたという経緯でございますから、睡眠薬のこれを飲んだんだとか、またはライターはこれでつけたんだとか、実際、焼けた状態の消失した一部を持ってきているとか、そんなんは全くないもんですから、言葉での説明がほとんどですし、証拠品もまた求めるというよりか、ようわかるわけですから、あえて追及もしなかったし、質問もしなかったというところで、普通に聞いて、普通に審理をしていったというように思います。

裁判員等経験者 5：証拠や証拠書類についてなんですけども、事件としては5年前の事件だったので、物的証拠というのが余り残ってないのか、余り証拠として出される量としては、思ったより少ないなというのが印象です。凶器の写真とか現場の写真とかいろいろ見させてもらったんですけども、その中でちょっと印象的だったのが、検察の方が出された携帯のメールなんですけども、それが事件の中での、共同生活の中での報告内容がいろいろ書かれているメールだったんですけども、それを順次読んでいかれてまして、その読まれてる時間がかなり長い時間だったんです。こんなにもみんな報告しなければならない状況というのはアピールしたかったというのはとてもわかるんですけども、ちょっと長いなというのが、いつまでこのメールの読み上げが続くんだろうというのは正直ありました。聞いているほうも疲れてしまったので、もう少し抜粋しても

らって、まとめていただいてもよかったのかなと思います。

傷害致死については、そのほかは預金通帳ですかね、証拠として出されたのはそれぐらいで、もうちょっとあったほうがよかったかなとは思いますが、5年前の事件なので仕方ないのかなと思います。

偽証についての事件は、いろいろメモがたくさん出てきたので、説得力のあるメモも中にはあったので、証拠の量としては十分だったと思っています。

裁判員等経験者 6：私の方は特に、簡単な回答になっちゃうんですけども、証拠の書類とか音声テープとか、そのときは証拠じゃないんですけども、取り調べの状態のビデオとか一部ちょっと拝見させていただいたんですけども、出てくる内容としては検察側の資料のほうが多かったんで、本当に先ほど申し上げた人間関係であるとか、そのプロセスから結果というところの証拠の資料が多かったです。ただ、量もそんなにめっちゃくちゃ多いこともなく、事前の打ち合わせというか、こういう書類をそれぞれ出してきますという確認の中の流れだったんで、特に驚くようなこともなく、内容としては段取りよく進めていただいたかなという印象です。

司会者：それでは、次に、証人尋問、被告人質問についてお話を聞きたいと思うんですけど、ここからちょっとアトランダムにお話を聞こうかなと思います。

まず、これは4番さんですかね、責任能力が問題となる事件でですね、精神科のお医者さんの証人尋問があったかと思います。非常に専門的な内容等も含まれていて、内容的にも非常に難しい証言があったかと思います。そのあたりはいかがでしたかね。

裁判員等経験者 4：医学的なことを知っておればいいですけどね、日常生活のちょっとした病気ぐらいの対応しかしてませんので、精神鑑定だとか精神状態云々の論争になったらもう聞くのみです。それによって量刑がどう変わるかとか、そこの判断まではもう立ち入れないというか、わかりませんでした。例えば脳波をとって、こういうのがこう変わってるんだとか、進んでるんだとかいうようなものではなく、精神科の先生の話ですので、それがどう影響していく

ということまではいかなかったです。

司会者：恐らく実際の証人尋問では、まず精神科のお医者さんがいろんなパワーポイントなどを使って、診断内容などを説明されたかと思うんですけども、あのあたりはいかがでした。裁判員の方という医学的な知識等もない方に対して、ちゃんとわかりやすいような内容になってましたかね。

裁判員等経験者 4：聞いて、全くわからないということはないんですけども、その程度であるとか、深さであるとか、範囲であるとか、それから、それがどういように行動に結びついたかというのは、私は正直わからなかったですね。

司会者：わかりました。

では、5番さんは非常に審理期間も長くて、証人も結構いろんな方から、しかも結構一人一人の証人尋問の時間も長かったかと思いますが、ちょっと長過ぎるんじゃないかとか、何かもっとわかりやすいようにいろんな質問など工夫できたのかどうかとか、そのあたりは何か感じられるようなことはございますか。

裁判員等経験者 5：やはり事件の内容的にも、初めてだったので、あれが長いんだというのを今知ったんですけども、大体1日かけて、長い人はちょっと延長して1日、次の日も朝ちょっと延長してという形だったんですけども、特段、長いとは思ってはいませんでした。質問される内容というのはやっぱり全部興味深いものでもあったんですけど、メモをとるのが大変で、ずっと下を向いてメモを取り続けてる状態だったので、なかなか証人たちの、座ってる方々の表情までとか見ることができませんでしたし、疲れる作業ではあったんですけども、ちょっと平均的な時間を私は知らなかったもので、長いとは思ってなくて、こんなもんなのかなと思ってます。証言に来られた方も大体身内の方というか、被告人の兄弟、あと被害者の親御さんとか、あと一人、来れなかった被告人の方が同じ共同集団生活の中の一員だったんだけど、ちょっと違う立場の方でしたが、結局来れないということで、検察の方も来れないままで、それで終了しますとのことだったんです。裁判員からしたらちょっと立場が違う方だっ

たので話を聞いてみたかったなという思いはあります。時間的には、しんどい作業ではありましたが全然大丈夫でした。

司会者：いろいろな人間関係があった事案じゃなかったかなと思うんですけど、やっぱりそのあたり違う観点からの証人とか、もっと聞けばよかったんじゃないかと、そんな感じですか。

裁判員等経験者 5：そうですね。その方は直接暴行とかには加わってない方だったので、どちらかと言ったら生活費とか生活ルールに関係していらっしやった方なので、しかも自分の子供もいろいろ集団生活にかかわって、親の立場としてどう思ってたのかとか、いろいろ聞きたい部分もあったんですけども、それが聞けなかったのはちょっと残念でしたね。証人によっても全然言ってることが違って、5年前の事件なので、みんな記憶が曖昧になってるんです。誰の言葉が一番信憑性あるかとか、誰と誰が同じこと言ってるから、これは信用できるかなという判断材料になってたので、その証人の数も時間も全然適切だったかと思います。

司会者：あと、6番さんの事件も結構何人か証人を聞いたりとかございましたけれども、何か証人尋問等でお気づきになった点とかございますでしょうか。

裁判員等経験者 6：私のほうは被告人の方は身内の方と、弁護人の方はやっぱり発達障害というところの部分で精神科の病院の先生の方が来られてました。先ほど4番の方がおっしゃるように、かなりパワーポイントで症状についての例とか、そういうことは書いていただいたんですけども、結局それがじゃあ結論としてどうなのかとか、本当に量刑に対して、証人としてそれを緩和になりますというような言い回しだったのかどうかというのは、ちょっと正直わからなかったです。ただ、それを聞いて自分自身としては、量刑に対してのちょっと見方が確かに変わったのは事実です。

司会者：ほかの方にも順番にお聞きしたいかと思いますが、1番さんが担当された事件というのは主に被告人質問が中心で、あとは情状関係の証人ということだったと思います。何かそういう証人尋問、被告人質問で当事者の質問の仕方

とか、質問のポイントとかで何か、今から振り返ってみて気にかかるような点とかございますでしょうか。

裁判員等経験者 1：私は、被告人に質問を行いました。質問内容については、裁判員の方、多くの方が少し疑問に思っていたりとか、もう一度確認したほうがいいんじゃないかというような内容を、代表じゃないですが、一番最初に質問させていただきました。あらかじめ3名の裁判官の方に質問の内容ですとか、こういうふうに質問したらいいですかというようなことも御相談させてもらって、話し合った結果、質問もしたことで、疑問に思っていたことも判明しましたし、ああそうなんだというようなことも確信を得たこともあったりとかしましたので、あらかじめの質問内容の確認をさせていただいたことはよかったかなというふうに思います。

証人尋問は、被告人のお母さんに対しての証人尋問があったと思うんですけども、母親の立場でということでも私も捉えることができたので、それほど困惑するとか、わかりにくいとか、そういうこともなく、若いときからそういうふうな覚せい剤依存ということもありましたので、少し育てづらさとか、いろんな思いもあるんだなということも踏まえて聞いて、評議するときに参考にしたというようなことですし、その内容についても裁判官の方のアドバイスもいただいて、証拠と照らし合わせながら評議できたというふうなこともあるので、被告人質問をさせていただいたことは経験にもなりましたし、疑問を解決する手だてにもなったと思います。

裁判員等経験者 2：証人尋問、被告人質問については、審理の日程で、裁判員が質問できるタイミングの前には、休憩を挟んでいただいたほうがいいかなと思いました。検察官の方が聞いて、弁護人が聞いて、いきなり裁判員となると、特に1番の方とか大変そうだったので、一旦休憩を挟んでいただいたほうが、聞くことを整理することもできると思いますので、そういう日程の組み方にさせていただいたほうがいいと思います。

裁判員等経験者 3：私のケースは逆に証人がどなたも来てくださらないというよ

うな、事件が単純だからということもあるかもしれないですけど、どうしてそういうことになったかという背後の関係というか、もともと幼なじみで、最も仲がよかったと思われていた2人の間で起こったことであり、また結果的に暴力で亡くなってしまったわけですが、その暴力も本人なりには加減をしていたのではないかと思われるような、加減の考え方が逆に傷を広げたみたいなのところがあったりとかもして、その背景を、2人の関係であったり、当日のことであったりについて、知ってる人にこそ来てもらいたかったんですけども、被告人のお兄さんとか、めいの方とか、あるいは被害者のほうの身内の方とかも含め、結局お手紙とか、そういう伝言でしか参加してもらうことができなかったもので、そのせいもあって問題を考えていくのが単純な事件であるのにもかかわらず、ちょっと難しくなったかなというのはあります。ただ、もし自分が例えば被告人であったり、被害者であったりの身内であったならば、はい、わかりました、行きますって言って行けるのかということもあると思うので、そこは難しいんだろうなというふうには思うんですけど、ただ、やっぱり裁判を円滑に進めていくという意味では、誰かちゃんと背後関係がわかってる人が証人に来てくれたらよかったのになとは思いました。

裁判員等経験者 5：私の今回の裁判での証人は、被告人たちの刑期が終わって出てきたときの仕返しが怖いっていうのを口をそろえて全員言ってたんです。なので、検察の方からも弁護士の方からも裁判所からもいろいろ質問したんですけども、証人の中でも吹っ切れて全部話してくれてそうな方もいれば、やっぱり怖いからちょっと口をつぐんでしまう方もいらっしまったので、全てが全て証言してもらえたのかなというのは100%そうではないとは感じてます。あと、こちらの裁判員からの質問なんですけども、やっぱり1カ月期間があったので、裁判員の顔を覚えられるのがすごく怖かったですね、もしかしたら被告人もみんな若かったのが覚えられてたらどうしようという恐怖があったので、誰一人裁判員からは直接質問してないんです。裁判所からの休憩を挟んでもらって、休憩室で裁判官の方にこういう質問をしてほしいというのをお願い

して、裁判官の方はもうそのままそっくり質問してくださったので、本当にありがたかったんですけども、やっぱりそういう怖さというのもあったので、裁判員の質問は、裁判官の方に託すことができたのは本当にありがたかったかなと思います。

司会者：証人の出頭確保は検察官としても非常に御苦労されてるところですね。

検察官：どの証人をお願いするのは、事件から時間がたつてれば余計、協力したくないと、関係者であればまだしも、純粋な目撃者とかなかなか時間を割いて協力してくれる方というのは余り多くないので、結構こちらとしては大変なところではあります。そこを何とか説得して来ていただいて、しゃべってもらおうと。しゃべってもやっぱり記憶が薄れてる部分があるので、そこは思い出してもらってというような形で、こちらとしても努力はしているところではありますけども、今後もまた努力していきたいと思っております。

司会者：それでは、論告弁論について、お話を伺いたいと思います。論告弁論というのは、当事者が今までの証拠調べを踏まえて、事実認定上、あるいは量刑上、ポイントとなる点を主張するという手続ですよ。論告弁論が非常にわかりやすいものであれば、その後、評議にもスムーズに入っていけることができたかと思います。そのあたりお気づきの点とか、何かあればお話をさせていただきたいと思います。

裁判員等経験者 1：特に論告弁論についての情報量というのは、多過ぎたということとは感じなかったです。内容も日にちを経たせいか非常によくわかりましたし、求刑の内容にしても評議が十分にできる情報量だったように思っています。

裁判員等経験者 2：私もわかりやすく、最初の冒頭陳述から一貫して検察官と弁護人の主張は理解できたので、そのままスムーズに評議に入りやすい内容だったと思っています。

裁判員等経験者 3：私の場合も非常にどちらもわかりやすく、スムーズに行った

と思います。ただ、ここで言うべきことなのかどうかちょっとわからないんですが、弁護人の方が恐らくこの案件だとこれぐらいが妥当だと思うという弁護側としての意見を言われるときに、思ったより多い年数を言われました。常識的に言って弁護人が言ってきた年数になるということは、恐らく、ほぼないのではないかと思うので、検察官と弁護人との年数でどこに落とし込むのかということの評議するのだと思うんですが、弁護人の方はそれが妥当と思われたんだろうから、素人の私たちが何か言うことではないんですけど、ちょっと小さなさざ波が立ったみたいなきっかけがありました。

裁判員等経験者 4：論告というか、経緯であるとか、いろいろなものに対する評価とか、それぞれの尺度というものがいろんな資料なり、前例であり、判例でありとかいう過去の事例を参考にして、最終決定までは皆さん、裁判員の御意見も聞きながら落としどころまで行きました。

裁判員等経験者 5：論告弁論のメモなんですけども、検察の方も弁護人の方も大変わかりやすく作ってくださっていて、本当に説明も十分理解できました。あと、最後にどの方も求刑を言われてたんですけども、検察の方のほうは別として、弁護人の方のほうの求刑が、罪を認めてる人、認めてるけどこの偽証については争いますという人と、被告人の中でも分かれてたんですけども、全員が全員同じ年数を求刑していて、しかもその年数っていうのが、先に1人で全部罪をかぶせられて、今服役中の被害者のお兄さんと同じ年数だったんです。争うから、認めてないからという理由はわかるんですけども、認めてる部分についてもお兄さんに罪をかぶせてるのに、同じ年数ということは反省してないのかなと感じまして、弁護人の方たちの求刑は、それはどうかなと疑問に思うところでありました。

裁判員等経験者 6：論告弁論についてのところで申し上げると、先ほど言いましたように、検察官の求刑と弁護側の求刑というのは違ってたんですけども、過去の判例も参考に、裁判官の方と6人でいろいろ判決を導き出してやったので、かなり我々としては、それぞれの出てきた内容はわかりやすかった流れで

結論を導いたので、よかったのではないかなというふうに思います。

司会者：それでは、最後に皆様から一言ずつ、これから裁判員となられる方へのメッセージをお願いしたいと思います。

裁判員等経験者 1：まず裁判員制度について広報、ぜひPRを今後広げていっていただきたいなと思います。職場での理解ですとか、私の周りの人たちの理解も、裁判員は大変なんだろうと言われるのは少し心的プレッシャーでしたので、ぜひ広めていってほしいなというふうに思いますし、私もそうしていきたいです。

これから裁判員になられる方は、この裁判員制度に関心を持って、ぜひ経験されるといいということをも私も含めて伝えていきたいですし、そういうふうな気持ちでいっぱいです。関心を持つだけではなくて、ぜひ参加をして、司法のあり方ですとか、よりよい社会をやっぱり作れるかなと、こういう事件に関心を持って見ていくということは、そういうことの第一歩につながるからと、子供たちにも若い人たちにも伝えていきたいなと思うので、そのことは私も続けていきたいですし、ぜひPRもお願いしたいし、関心を持って出席をしていただければと思います。

裁判員等経験者 2：先日ニュースで、選任手続のお手紙が来ても、それを無視してしまう人が最近すごく増えているというニュースを拝見しまして、それは問題だと思うんです。そもそもそんなことが起こってしまうのは、1番さんがおっしゃってたように、やっぱりちょっと裁判員裁判への関心が余りにも薄いのかなというふうに思います。私は実際やってみて、いろんな性別とか年齢とか職業とか、本当に多種多様な人たちが自分の正義感とか、自分の物の見方で1つの合議体をつくって話し合うというのがすごく大事なことで、司法において尊重されるべきことだというふうに感じてるので、ぜひ怖がったり、面倒くさがったりせずに、制度の趣旨を理解して、きちんと責任感を持って、裁判員裁判に参加する人が増えればいいなと思います。

裁判員等経験者 3：話が大きくなってしまいうんですけど、民主主義の国というの

は、一番もとをたどっていくと、合議してものを決めるというところから始まると思うんです。今の社会では、自分が何もしなくても日々の仕事をとりあえずちゃんとやっておけば、誰かが何かやってくれて、何となく社会はうまくいくだろうみたいな考え方をしてしまっている人が、過去の私も含めて結構多いのではないかと思います。そういう意味で、この裁判員裁判を避けないで、回ってきたらいいチャンスだと思ってぜひ参加していただきたいし、その中で一番最初に申し上げたように、物事は見えてる面でしか判断できないということに、それで判断しなきゃいけないということを常に意識していようというふうに思えるだけでも、すごく社会の見え方は変わってくるし、そういうふうに一人一人が自分の判断について内省的になることができれば、逆に民主主義国家としてもっと成熟した国家になっていける、その本当に第一歩になるのではないかと思いますので、通知が届いた方にはぜひ参加していただきたいし、また避けなくて積極的に参加するということにつながるようなPRももっと大きくやっていただけたらなというふうに思いました。

裁判員等経験者 4：裁判員に選任されたということは、本当にいろんな面で勉強になり、参考になると思います。

裁判所には広報用の小冊子がありますので、私は裁判所に来て、いろんな書類や広報を見て、参考になるなと思っています。こういう冊子でも厚みがあると、ちょっと内容を読むのが重荷になるので、もうちょっと薄くても簡単に送ったりできる資料があればもっと広がるのではないかなと思います。とにかく恐れず臆病にならずに、どんどんと前向いて取り組んでいかれたら、生活の参考にもなりますし、後々の若い人が後を継いでいける体験になるのではないかと思います。

裁判員等経験者 5：ほとんどの人が、私は法律のことをよく知らないとか、裁判のことはよくわからないと思って、不安に思われてると思うんですけども、実際参加してみると、最初の冒頭陳述から、こういう流れで、こういうふうに進んでいって、評議につながってという流れが、ゆっくり、わかりやすく丁寧に

説明してくださって、それを実際に体験できる、経験できるという本当に貴重な機会になったと最終的には思っていますので、選任で、もしめぐってきたら、いいチャンスだと思って積極的に参加していただきたいです。お仕事の都合とかもつけるのも大変だと思うんですけども、これは本当にいいチャンスだと思うので、辞退せず積極的に参加して、こういう貴重な経験を皆さんにしていきたいなと思っています。

裁判員等経験者 6：皆さんおっしゃってるように、これは私自身としては、本当に国民の義務として全体で取り組んでいただきたい内容かなと思います。かつ、もっと本当に若い方が、私はどんどん逆に出てほしいなと。刑事事件というのをぱっと見渡しても、本当に昔じゃ考えられない事件というのがなぜ起きているのかなというところを直視するという意味でも、大きい事件から小さい事件とあると思うんですけども、本当の意味で、やっぱり参加して初めて考えさせられる部分というのがあったんで、これは本当に国民の義務として、幅広く、かつ、参加をするという意味を持っていけるような体制は作っていただきたいかなと思います。

司会者：司法記者の方も、本日の意見交換会を傍聴していただいておりますが、記者の方から何か質疑等ございますでしょうか。

記者：先ほど5番さんのほうから、事件が長期にわたって、被告ですとか傍聴されてる関係者の方から、ひょっとしたら顔が覚えられるんじゃないかという懸念の声があって、これは別の事件においても当然その関係者の方はいらっしゃるから、その辺は皆さんちょっと心理的にプレッシャーになるところもあったんじゃないかなと思うんですね。で、別の機会に裁判員等経験者のお話として、普通、裁判員の方は私服で法廷に入るため、三、四日の審理で顔を覚えらるかもしれないので、法服を着たほうが安心なんじゃないかなみたいなお話を聞いたことがあります。5番さんにおいては、裁判長の方が合議体の皆さんがしたい質問を代わってしてくれたという御配慮があったと思うんですけど、皆さんそういった意味で、心理的にプレッシャーがあったらちょっと怖いなとい

う部分で、こういう配慮があったらいいのではないのかなという提案とかあったら、5番さんにかかわらず、皆さんからお声を聞ければと思います。

裁判員等経験者1：法服を着るとか、そういうことは少しも考えてなかったの、裁判官の方々と同じようなスタイルでというようなことは、今まで頭になかったのですが、メンタルヘルスのなところで、もし困ったことがあれば、こういうこともありますよということを最初に少しリーフレットのようなものもいただいたので、そこは私は余り怖い思いを抱くというようなことはありませんでした。ただ、裁判員制度の中で1カ月もの審理期間ということになると、5番さんのようなお気持ちは非常によくわかります。私の場合は4日でしたので、そのようなことはなかったんですけども、私たちも人間、裁判官も同様に被告人も、それから被害者の方も皆さんそうですけれども、報復が恐ろしい、怖い、とかいうようなことになると、何をもって防ぐのかというようなことはこれからの大きな課題にもなるのかなというように思います。

司会者：記者のほうから質問があった事柄について、何か御意見等ございましたら。6番さん、いかがですか。

裁判員等経験者6：私も裁判のときに裁判員として参加されてた方が女性が多かったんですね、やっぱり男性と女性で言うと感覚的な部分が違うのか、私は本当に1番さんがおっしゃるように、全くといって報復ということは頭にはなかったです。ただ、5番の方がおっしゃってるように、やはり犯罪の内容によっては、やっぱりそういうことも考えるのかなと思うんですけども、そこを対策するのであれば、本当に顔だけをちょっと見えないようにするとかいう形はできるのかなと思います。ただ、こういった我々のような裁判員が出るということは、このもともとの裁判員裁判としての趣旨になるのかなと思うので、報復という部分のところは、顔が出ないような何かパーテーションをするみたいな感じでできればしていただければいいのかなというふうに思うんですけど。

司会者：では、時間も過ぎましたので、以上で意見交換会は終了したいと思います。本日は本当に貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。意見交

換会に参加していただいた方は、裁判员裁判への御理解をいただいております。誠にありがたいと感じました。今後ともこの制度を大きく発展させるためには、皆さんがいろんな機会にこの制度について御発言していただくことが重要ではないかと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

以 上